

# 屋外での「受動喫煙防止」にご協力を

「道路や公園での喫煙者が多く、通行に支障がある」、「私有地からたばこの煙が流れてきて困っている」など、屋外での受動喫煙について多くの相談が寄せられています。

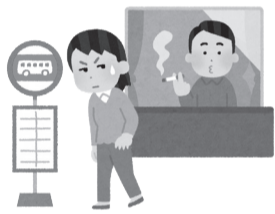
区では、「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」および「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」により、指定喫煙場所以外の道路、公園などの公共の場所での喫煙を禁止しています。また、私有地での喫煙であっても、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないと定めています。

喫煙する際は、条例で定めた「中央区たばこルール」を守り、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。

☎中央区保健所生活衛生課受動喫煙対策担当 ☎(3546)5762

## 喫煙者が守るべきルール

- 公共の場所では、指定喫煙場所以外で喫煙をしない



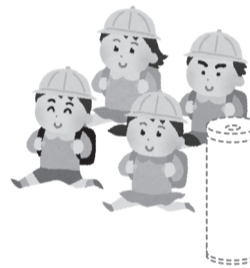
- 私有地で喫煙をする場合であっても、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせない

- 近くに子どもや妊婦など健康に配慮が必要な人がいるときは喫煙を控える



## 灰皿を設置する事業者が守るべきルール

- 人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない



- 子どもの通学時間帯に灰皿を使わせない

- 喫煙をする人が多いときは、譲り合っでの利用を呼び掛ける



## 指定喫煙場所の利用

混雑時は譲り合っでご利用ください。  
所在地など詳しくは区HPをご覧ください。



## 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施 8月23日～29日

強化週間中の電話相談時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- 土・日曜日 午前10時～午後5時
- ◎強化週間以外の電話相談受け付けは、平日の午前8時30分～午後5時15分

### 内容

学校における「いじめ」や、家庭内における児童虐待など子どもを巡るさまざまな人権問題について、電話相談をお受けしています。

### 相談受け付け

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)  
☎(0120)007110

### SNS(LINE)による人権相談



友だち登録



法務省HP

☎東京法務局人権擁護部第二課

☎(0570)011000

## 多重債務110番

中央区消費生活センターでは、都と連携して特別相談「多重債務110番」を実施します。区役所1階消費生活センターに直接お越しになるか、消費生活相談専用ダイヤルにおかけください。

多重債務問題は必ず解決できます。より良い解決方法を一緒に考えましょう。

|               |              |
|---------------|--------------|
| 日時            | 消費生活相談専用ダイヤル |
| 9月4日(月)・5日(火) | ☎(3543)0084  |
| 午前9時～午後4時     | ☎(3546)5727  |
| 対象            | ☎中央区消費生活センター |
| 区内在住・在勤・在学者   | ☎(3546)5332  |